

お詫びと訂正のお願い

下記のとおり、「TOP」平成30年6月号に誤った掲載がありました。

深くお詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

頁	科目	問	枝	誤	正
015	刑訴法	19	(1)	被害者	原則として被押収者